

同一人によって使用されることを前提条件としているので、もしこれを他人に使用させることを認める場合は、遠距離通減制による利益を不当に利用されることとなり、予期しない損害をこうむる結果となる。したがって乗車券の他人使用は、国鉄の自衛手段として、運送約款によりこれを禁止しているのである。

かような理由にもとづき、他人使用の乗車券についてはその効力を認めないこととなるので、これを使用した場合はその乗車券を無効として回収して、その実際乗車船区間について相当の旅客運賃および増運賃を収受する。

定期乗車券の場合においては、定期乗車券はすべて記名式であるから、当然記名人以外の者がこれを使用することはできない。他人名義の定期乗車券を使用して乗車船した場合は、その事由のいかんにかかわらずこれを回収し、その他人使用日数が明らかでないとき、または拳証できない場合には、当該定期乗車券の通用開始の日から発見の当日までの実際使用日数について、券面表示の等級により、券面表示区間毎日1往復したものととして計算した普通旅客運賃および増運賃を収受する。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのつうようきかん 乗車券類の通用期間

間 旅客がその乗車券に示された条件によって、これを有効に行使することのできる時間的限界をいう。すなわち乗車請求権の存続期間を意味する。

国鉄の各種乗車券類の通用期間は、つぎのとおりである。

1 普通乗車券

その運賃に遠距離通減制を採用しているほか、列車速度・運転回数および途中下車制度等を考慮し、つぎのように設定している。

(1) 片道乗車券

ア 鉄道および航路は、キロ程が200kmまでは2日とし、200kmをこえるものは、200kmまでを増すごとにこれに1日を加える。ただし東京・大阪付近のべつに定めた電車区間相互発着のものは、1日とする。

イ 自動車線内相互発着のものは、2日とする。

ウ 鉄道・航路と自動車との相互発着（自動車線を通過する場合を含む）のものは、鉄道・航路の通用期間に1日を加えたものとする。

(2) 往復乗車券 片道乗車券の通用期間の2倍とする。

(3) 回遊乗車券 各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した通用期間を合計した期間とする。

2 定期乗車券

(1) 普通定期乗車券 1箇月または3箇月とする。ただし東京電車環状線内に設定した均一普通定期乗車券は1箇月にきがる。

(2) 通勤定期乗車券および通学定期乗車券 1箇月・3箇月または6箇月とする。

3 回数乗車券 1箇月とする。

4 団体乗車券

5 貸切乗車券

旅行の実情を考慮し、その旅行に必要な日数をそのつど定め通用期間とする。

6 特殊委託クーポン普通乗車券

7日とする。ただし第1号で計算した通用期間が7日より長期の場合は、その長期の通用期間とする。

7 周遊割引乗車券 普通周遊乗車券は1箇月となっている。

すべて乗車券類の通用期間は、通用開始日を指定して発売したものを除いては、乗車券類を発行した当日から起算すること

となっている。(平林喜三造)

じょうしゃけんるいのひょうじこう 乗車券類の表示事項

乗車券の性質は乗車請求権を表象した有価証券である。旅客が運送を請求するには乗車券の呈示を必要とし、鉄道は乗車券に表示された運送条件にしたがって運送義務があるのであるから、その運送条件の重要な事項は乗車券に表示することが必要である。したがって鉄道運輸規程第12条に「乗車券ニハ通用区間・通用期間・客車ノ等級・運賃額及発行ノ日付ヲ記載スルコトヲ要ス」と規定して、乗車券に一定の事項の表示を命じている。しかしながら旅客運送を完全にかつ円滑に遂行するためには、鉄道運輸規程に定められた表示事項だけでは不十分な場合が生ずるので、旅客および荷物運送規則第16条ではさらに経路（必要ある場合）および発行駅名をも表示することとしている。これが乗車券の券面表示事項である。

しかし、旅客がふくそうする場合または天災・事変等で乗車券が焼失した場合等で、応急的臨時に発売する乗車券や、行事等のため設定する特殊な乗車券についても、定められた表示事項を厳守させることは困難な場合があるので、このような乗車券には、その表示事項の一部を省略し、また必要ある場合には他の事項を加えて表示することができていることにしている。ただしこの場合は、その要旨を関係駅に掲示して旅客に周知させる方法をとらなければならない。以上の必要表示事項のほかには識別・整理等係員取扱の便宜上つぎのような表示に準ずる事項が定められている。

1 乗車券類の着色

乗車券類に着色を施すことによって等級を明らかにし、また多種多様の種別を明らかにすることは、乗車券の表面表示事項とともに実際取扱上必要なことであり、したがって各乗車券類の着色は等級別・往復別またはその他の種別ごとに明りょうに区別して、誤扱の起きないように考慮されている。

(1) 等級の区別のある乗車券の表面着色

1等—淡黄色、2等—淡青色、3等—淡赤色（普通定期は淡紫色）

(2) 等級の区別のない乗車券の表面着色

ア 淡緑色のもの 団体乗車券・入浴券・特殊補充券

イ 淡赤色のもの 定期入場券・車内補充券（第1種・第2種）

ウ 白色のもの 普通入場券

2 乗車券類の字模様

乗車券類の表面に着色を施すものに対しては、その色で所定の「字模様」を表示することになっている。この字模様印刷に用いるインキは、炭酸紙式の乗車券を除いて、インキ消で消えるものを使用することになっている。これは券面表示事項の塗抹（とまつ）改変を防止するためである。また乗車券に小児用・学生用等の専用を備付けられる場合には、「小」または「学」等の影文字を赤色で表示することになっている。なお、定期乗車券に表示する影文字はゴシックにすることとなっている。

3 乗車券類の番号

乗車券類は受入れ・保管・発売の整理および収入計算等の便に供するため、番号または符号をつけている。この番号は無限に数を増大する必要はなく、むしろ取扱上支障がない程度に循環させることが適当であるから、乗車券類の種類によって、それぞれ循環させることにしている。すなわち発行枚数の多いものは最高10,000号まで、最低は100号（必要によっては50号または30号）までとしている。また同一駅内に乗車券類の設備箇所が2以上ある場合の乗車券類、または発売多数のものには番号のほか、さらに符号（いろはまたはA B C等）をつける